

(その1)

収支報告書

令和3年分
開催分)

(ふりがな) てらたまなぶこうえんかい

1 政治団体の名称 寺田学後援会

2 主たる事務所の所在地 秋田市御野場1-1-9

3 代表者の氏名 寺田 学

4 会計責任者の氏名 堀江 淳

事務担当者の氏名

(電話) 井川 知雄
018-827-7515

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☒ 有
☐ 無
公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名 寺田 学

国会議員関係政治団体の区分
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 寺田 学
公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	11,844,597
(前年からの繰越額)	3,321,211
(本年の収入額)	8,523,386
支 出 総 額	1,547,893
翌年への繰越額	10,296,704

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(7) 個人からの寄附	4,603,355	
(うち特定寄附)		
(1) 法人その他の団体からの寄附	0	
(7) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (7) + (1) + (7)	4,603,355	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	4,603,355	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1	自動車売却	1, 900, 000	令和3年3月14日
2	貸付金返済	2, 000, 000	令和3年12月21日
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	3, 900, 000	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	20, 031	
	合 計	3, 920, 031	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	文野晴彦	5, 000	R3/1/14	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
2	文野晴彦	5, 000	R3/2/16	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
3	文野晴彦	5, 000	R3/3/15	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
4	文野晴彦	5, 000	R3/4/16	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
5	文野晴彦	5, 000	R3/5/14	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
6	文野晴彦	5, 000	R3/6/16	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
7	文野晴彦	5, 000	R3/7/16	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
8	文野晴彦	5, 000	R3/8/16	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
9	文野晴彦	5, 000	R3/9/16	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
10	文野晴彦	5, 000	R3/10/15	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
11	文野晴彦	5, 000	R3/11/15	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
12	文野晴彦	5, 000	R3/12/16	埼玉県川口市川口6-1-46	無職	
13	(小計)	60, 000				
14	河崎健一郎	50, 000	R3/1/29	東京都新宿区横寺町29-8	弁護士	
15	寺田学	4, 398, 355	R3/12/9	秋田県秋田市御所野地藏田5-22-13	衆議院議員	
	こ の 頁 の 小 計	4, 508, 355				
	そ の 他 の 寄 附	95, 000				
	合 計	4, 603, 355				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	14,529		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	588,306		
(4) 事 務 所 費	693,987		
小 計	1,296,822	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	186,654		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	44,417	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	44,417		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	20,000		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	251,071	0	
合 計	1,547,893		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	14, 529				
	合 計	14, 529				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	PCアクセサリー代	41,580	R3/5/8	Apple Japan合同会社	東京都港区六本木6-10-1	
2	PCアクセサリー代	15,950	R3/5/19	Apple Japan合同会社	東京都港区六本木6-10-1	
3	電子機器代	170,800	R3/12/6	Apple Japan合同会社	東京都港区六本木6-10-1	
4	燃料代	62,452	R3/1/4	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
5	燃料代	16,149	R3/2/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
6	コピー料金	12,751	R3/3/22	秋田ゼロックス株式会社	秋田県秋田市川尻町字大川反170-92	
7	コピー料金	17,136	R3/4/20	富士フィルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町字大川反170-92	
8	コピー料金	13,433	R3/6/21	富士フィルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町字大川反170-92	
9	コピー料金	10,943	R3/7/20	富士フィルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町字大川反170-92	
10	コピー料金	14,494	R3/8/20	富士フィルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町字大川反170-92	
11	コピー料金	15,315	R3/10/20	富士フィルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町字大川反170-92	
12	コピー料金	29,739	R3/11/22	富士フィルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町字大川反170-92	
13	受信料	12,565	R3/1/4	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
14	受信料	12,715	R3/6/30	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
15						
	こ の 頁 の 小 計	446,022				
	そ の 他 の 支 出	142,284				
	合 計	588,306				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	複合機再リース料	24,816	R3/3/8	日立キャピタルNBL株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
2	事務所賃料	123,750	R3/3/25	株式会社禮光	秋田県秋田市御野場1-1-8	
3	事務所賃料	123,750	R3/6/24	株式会社禮光	秋田県秋田市御野場1-1-8	
4	事務所賃料	123,750	R3/9/23	株式会社禮光	秋田県秋田市御野場1-1-8	
5	事務所賃料	123,750	R3/12/21	株式会社禮光	秋田県秋田市御野場1-1-8	
6	政治資金監査報酬	55,000	R3/5/13	吉川税理士事務所	秋田県秋田市南通築地6-34	
7	自動車税	43,500	R3/5/18	東京都都税総合事務センター	東京都練馬区豊玉北6-13-10	
8	自動車修理代	27,133	R3/10/5	(株)HondaCars東京中央	東京都港区芝浦1-6-4	
9	保険料	39,580	R3/11/26	損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	685,029				
	そ の 他 の 支 出	8,958				
	合 計	693,987				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	5,184				
	合 計	5,184				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	通行料	26,870	R3/1/4	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
2	通行料	28,300	R3/2/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	55,170				
	そ の 他 の 支 出	101,300				
	合 計	156,470				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	年会費	20,000	R3/2/9	連合秋田議員懇談会	秋田県秋田市中通6-7-36	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	20,000				
	そ の 他 の 支 出	5,000				
	合 計	25,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	宣伝広告費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	ハガキ制作代	44,417	R3/12/28	ホリデザイン制作室	富山県魚津市西尾崎1443	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	44,417				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	44,417				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	寄附	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	寄附	20,000	R3/10/14	寺田学	秋田県秋田市御所野地藏田5-22-13	事務所の無償提供
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	20,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	20,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☒	☐	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳			項目別区分	エ 取得の価額が100万円を超える動産
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	自動車	3, 658, 850	R1/10/3	1 台
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 5月 7日

政治団体の名称

寺田学後援会

会計責任者の氏名

堀江

淳

(印)

代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和4年4月28日

寺田学後援会
代表 寺田学殿

登録政治資金監査人

吉川裕太

登録番号

第3575号

研修終了年月日

平成22年4月16日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、寺田学後援会 代表 寺田学 の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、寺田学後援会 代表 寺田学の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。



(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

寺田学後援会 代表 寺田学と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、寺田学後援会 代表 寺田学と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上